令和2年2月13日

参考資料2

成果目標について

(平成30年度実績)

第1回 加賀市健康福祉審議会障害者分科会(R1.7.11)資料 「第5期加賀市障がい福祉計画・第1期加賀市 障がい児福祉計画の進捗状況について」より抜粋

成果目標について

第5期計画では最終年度となる令和2年度における成果目標を設定しており、その目標における平成30年度の実績を示しています。

(障がいのある人のサポートプラン(第5期加賀市障がい者計画・障がい福祉計画・第1期加賀市障がい児福祉計画) 50ページから60ページ参照)

(1) 施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、平成28年度末時点において福祉施設に入所している障がいのある人のうち、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、<u>今和2年度末における地域生活に移行する者の目標値</u>を設定しています。

〔国の基本指針〕

平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて令和2年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本とするものとされています。

| 項目 | 数値 | 備考 |
|--------------------|------|-------------------------------------|
| 平成28年度末時点の入所者数(A) | 122人 | 平成29年3月31日現在の施設入所者数 |
| 令和2年度末時点の入所者数(B) | 119人 | 令和3年3月31日現在の施設入所者数 |
| 【目標値】削減見込者数(A-B) | 3人 | 差引減少見込み数 |
| 【目標値】地域生活移行者数 | 1 1人 | 施設入所からグループホーム、一般住宅等へ移行する者の数 |
| 平成30年度末時点の入所者数 (C) | 127人 | 平成31年3月31日現在の施設入所者数 |
| 【実績】削減数(A-C) | -5人 | |
| 【実績】地域生活移行者数 | 0人 | 平成30年度中に、施設入所からグループホーム等へ移行した 者の数 |

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置に関する目標値を設定します。

〔国の基本指針〕

令和2年度末までに、全ての市町村ごとに保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置するものとされています。

| 項目 | 目標値 | 平成30年度実績 |
|------------------------|-----|-------------------|
| 令和2年度末時点の保健、医療、福祉関係者によ | 設置 | 令和元年度中の設置を目指して検討を |
| る協議の場の設置 | 改旦 | 開始 |

(3) 地域生活支援拠点等の整備

障がいのある人のじりつ支援の観点から、福祉施設への入所又は病院への入院から地域生活への移行支援、地域生活の継続支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するための地域生活支援拠点等について、令和2年度末までの目標値を設定します。

〔国の基本指針〕

令和2年度末までに各市町村又は広域(近隣市町村)に少なくとも一つを整備することを基本とするものとされています。

| 項目 | 目標値 | |
|---------------------------------|----------|--|
| 【目標値】 令和2年度末時点の地域生活支援拠点等の箇所数 | 1 箇所(市内) | |
| 【実績】 平成30年度末時点の地域生活支援拠点等の箇所数 | 0 箇所(市内) | |

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 一般就労移行者数

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいいます。)を通じて、令和2年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。

[国の基本指針]

平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本とするものとされています。

| 項目 | 数値 | 備考 |
|---------------------------|------|----------------------------------|
| 平成28年度の年間一般就労移行者数 | 7人 | 平成28年度において福祉施設を退所し、一 般就労した者の数 |
| 【目標値】 令和2年度の年間一般就労移行者数 | 1 1人 | 令和2年度において福祉施設を退所し、一般 就労する者の数 |
| 【実績】 平成30年度の年間一般就労移行者数 | 8人 | 平成30年度において福祉施設を退所し、一 般就労した者の数 |

② 就労移行支援事業の利用者数

就労移行支援事業の利用者数に係る目標値を設定します。

〔国の基本指針〕

令和2年度末における就労移行支援事業の利用者数が平成28年度末における就労移行支援事業の利用者数の2割以上増加することを目指すものとされています。

| 項目 | 数値 | 備考 |
|----------------------------------|------|----------------------------|
| 平成28年度末における就労移行 支援事業の利用者数 | 1 2人 | 平成29年3月31日現在の就労移行支援事業の利用者数 |
| 【目標値】令和2年度末における 就労移行支援事業の利用者数 | 15人 | 令和3年3月31日現在の就労移行支援事業の利用者数 |
| 【実績】平成30年度末における 就労移行支援事業の利用者数 | 2人 | 平成31年3月31日現在の就労移行支援事業の利用者数 |

③ 就労移行支援事業所ごとの就労移行率

就労移行支援事業の事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定します。

[国の基本指針]

就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指すものとされています。

| 項目 | 数値 | 備考 |
|----------------|-------|--------------------------|
| 【目標値】 | | 事業所ごとに4月1日に支給決定されている者の数を |
| 令和2年度の就労移行支援事業 | 30% | 分母とし、その年度中に一般就労した者を分子とし |
| 所の就労移行率が3割以上の事 | 3 0 % | て就労移行率を算出し、就労移行率が3割以上の事業 |
| 業所の割合 | | 所の数を全事業所の数で除した割合 |

[※] 平成30年度は、市内に就労移行支援事業所なし。

④ 就労定着支援事業による職場定着率

就労定着支援事業利用者の職場定着率に係る目標値を設定します。

[国の基本指針]

就労定着支援事業を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを目指すものとされています。

| 項目 | 目標値 | 備考 |
|--|-----|--|
| 【目標値】 各年度、前年度中に新規での就労定着 支援事業を利用した者のうち、支援を 開始した時点から1年後の職場定着率 | 80% | 各年度において、前年度中に支給決定をされている者を分母とし、支援を開始した時点から1年後に一般就労を継続しているもの分子として、職場定着率を算出 |

[※] 平成30年度は、就労定着支援事業の利用者なし。

(5) 障がいのある子どもの支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの整備

障がいのある子どもに関しては、障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図り、重 層的な提供体制の整備が必要であることから目標を設定します。

〔国の基本指針〕

令和2年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする ものとされています。

| 項目 | 目標値 | 平成30年度実績 |
|----------------------|--------|----------|
| 令和2年度末時点の児童発達支援センター数 | 1 箇所以上 | 1 箇所設置 |

② 保育所等訪問支援を利用できる体制を構築

障がいのある子どもの地域社会への参加、インクルージョン(包容)を推進するための目標を設定します。

[国の基本指針]

令和2年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とするものとされています。

【第5期計画における成果目標】

| 項目 | 目標値 | 平成30年度実績 |
|----------------------------|-----------|----------|
| 令和2年度末時点の保育所等訪問支援を利用できる体制の | 構築 | 構築 |
| 構築 | 押未 | 押未 |

③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるよう目標を設定します。

〔国の基本指針〕

令和2年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域(近隣市町村)に少なくとも1か所以上確保することを基本とするものとされています。

【第5期計画における成果目標】

| 項目 | 目標値 | 平成30年度実績 |
|---------------------------|----------------|----------|
| 令和2年度末時点の主に重症心身障害児を支援する児童 | 名 1 答託以上 (去中) | 0 答示 |
| 発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所数 | 各1箇所以上(市内) | O箇所 |

④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう目標を設定します。

〔国の基本指針〕

平成30年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を 設けることを基本とするものとされています。

| 項目 | 目標値 | 平成30年度実績 |
|---------------------------|------|----------|
| 平成30年度末時点の医療的ケア児支援の協議の場の認 | 置 設置 | 設置 |